

せい ねん こう けん せい ど

成年後見制度を

ご存じですか



認知症の親の年金を、同居の息子が勝手に使い込んでいる。止める方法はないだろうか？

母親に認知症の傾向が…。離れて暮らしているので、訪問販売など悪質商法に狙われたらと心配です。



「成年後見制度」は、認知症などで判断能力が十分でないかたが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援する制度です。

ここでは、制度の概要についてご紹介します。

地域包括支援センター ☎⑤ 1182

成年後見制度講演会

成年後見制度の概要や、利用に関するアドバイスを中心に講演会を行います。

みなさんのご参加をお待ちしています。

とき 9月4日(木)
午後1時30分～3時

ところ 保健福祉センターひだまり
2階・ひだまりホール

講師 司法書士 坂 昌寛さん
(成年後見センター・リーガルサポート三重支部)

申込方法

8月29日(金)までに地域包括支援センターへ電話で申し込んでください。



成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が

近年、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者を狙った、悪質な訪問販売や住宅リフォーム詐欺、また、認知症の親の年金を勝手に使い込んでしまいう経済的虐待などの事件が増えています。
「お金の計算や管理が苦手になってきた」「契約の説明を理解することが難しくなってきた」など、日常生活を送る上で正しい判断をする能力が十分でなくなってきたときのために、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」などの制度があります。

将来のことを考えてみましょう

「成年後見制度」には、現在は判断能力のある人が、将来認知症などで判断能力が衰えたときに備えて、財産管理や身上監護に関する法律行為を本人に代わって行う人をあら

十分でない人の預貯金の管理など（財産管理）や日常生活でのさまざまな契約など（身上監護）を法的に支援していく制度です。
たとえば、支援する人が利用者本人に代わって契約を行ったり、本人のみで行った不利益な契約などの行為を取り消すなど、本人を保護し、援助を行うことができます。

地域福祉 権利擁護事業とは

高齢者や障がいをお持ちのかたで日常生活に不安のあるかたがたが、地域で安心して生活できるように支援するサービスです。
サービスには、次のようなものがあり、鳥羽市社会福祉協議会が行っています。
①福祉サービスの利用援助
福祉サービスの利用に関する説明や、契約手続きの支援
②日常の金銭管理サービス
・日常生活に必要な預貯金の出し入れと本人が必要な現金の受け渡し
・公共料金や家賃、医療費などの支払い代行
③書類等預かりサービス
証書や通帳、印鑑、書類などのお預かり

地域包括支援センターでは、成年後見制度をはじめ、さまざまなご相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。